株式会社フレアー　静岡営業所

一般労働者派遣事業
派 22-300011

弊社の労働者派遣事業におけるマージン率を開示致します。

派遣労働者の数	275 名
派遣先の数	109 件
マージン率	33.9 %
教育訓練に関する事項	安全衛生教育・接遇マナー教育
派遣料金の 1 人あたりの平均額	15,766 円
派遣社員の賃金平均額	10,421 円

派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別
□労使協定を締結していない
■労使協定を締結している　　（　協定書の有効期間終期　令和 9 年 3 月 31 日　）
・協定労働者の範囲　（ゴム・プラスティック製品検査工　製品包装作業員　倉庫作業員　等）

一番多くを占めるのがスタッフの皆様の給与で料金総額の約 66%程度になります。
次いで、派遣社員の雇用主として負担する社会保険料(労災保険・厚生年金・健康保険等)です。
また、スタッフの皆様が有給休暇を取得する際に休暇期間については派遣先に
対する料金請求はできませんが、派遣会社としては、スタッフ皆様の雇用主
として賃金の支払いが生じるため、その引き当分としての費用が含まれています。
その他、会社の運営費として、営業担当者の人件費・募集広告費・オフィス賃料なのど諸経費が発生します。

平成 28 年 11 月 1 日

派遣社員 教育訓練実施計画

株式会社フレアー

１．キャリアアップ形成支援の目的

派遣社員一人ひとりの就業経験やキャリアの志向に応じたキャリア・コンサルティングに基づく段階的かつ体系的な教育訓練を実施することで、派遣就業を継続しながら『専門性の向上』や『職務の幅の拡大』などのキャリア形成を支援するとともに、『正社員化』や『直接雇用化』を図ること等により処遇の向上にもつなげていく。

２．対象者

原則として雇用する全ての派遣社員を対象とする。 尚、以下の派遣社員については、教育訓練の対象を希望者のみとする。

・十分な能力を有する者

・その契約の当初から 1 年以上の雇用見込が無い者

３．実施内容について

入社後１～２年間程度は基礎的・共通的な教育訓練を中心に行い、業種・職種等に応じた教育訓練も必要に応じて実施する。さらに勤続年数や職歴、本人のキャリア志向を踏まえて、キャリアアップに資するスキル・知識の習得、資格の取得に向けた教育訓練の受講も支援する。

４．教育訓練の実施時期・頻度・時間

・実施時期及び頻度

入職時の訓練も含め、毎年 1 回以上の教育訓練の機会を提供し、その後、キャリアの節目等の一定期間ごとにキャリアパスに応じた研修等を実施する。

・実施時間

派遣社員一人当たり概ね年 8 時間程度の教育訓練を実施する。

※勤務日数及び勤務時間がフルタイム労働者と比較し短い派遣社員については、フルタイム派遣社員の勤務時間に比例した教育機会と時間数を提供する。

５．教育訓練の実施方法

教育訓練はｅラーニング受講を基本とし、以下の方法等で実施する。

・ｅ ラーニング

・派遣元社内での講座等の開催

・派遣先における 0JT（派遣先の協力が得られた場合に限る）

また、教育訓練実施後、営業所長へ研修報告書を提出することとする

６．教育訓練時の勤務上の取扱い

当社が指定した段階的かつ体系的な教育訓練については有給かつ無償で行う。

７．キャリアアップを支援していくために、志向や能力の把握について

・派遣登録時

面接を通じて職歴の確認及び希望条件とその優先順位、キャリアについての志向の把握を行う

また、登録面接票を使用し各種スキルを自己申告により把握する

・派遣開始後

派遣社員が就労を開始した時には、初日、１週間後など短いスパンでフォローする機会を設ける。

その後は基本的に月に１度派遣先に訪問し、本人の意向や職場での状況を把握していく

・契約の更新時

派遣社員の状況や継続希望の有無などヒヤリングを実施

派遣労働者に対する派遣先からの評価についても確認する

■キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先

相談窓口　株式会社フレアー静岡営業所　杉本　竜太

連 絡 先　054-653-3920

以 上

株式会社フレアー　名古屋営業所

一般労働者派遣事業
派 22-300011

弊社の労働者派遣事業におけるマージン率を開示致します。

派遣労働者の数	87 名
派遣先の数	54 件
マージン率	27.9%
教育訓練に関する事項	安全衛生教育・接遇マナー教育
派遣料金の 1 人あたりの平均額	15,195 円
派遣社員の賃金平均額	10,961 円

派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別
□労使協定を締結していない
■労使協定を締結している　　（　協定書の有効期間終期　令和 9 年 3 月 31 日　）
・協定労働者の範囲　（ゴム・プラスティック製品検査工　製品包装作業員　倉庫作業員　等）

一番多くを占めるのがスタッフの皆様の給与で料金総額の約 75%程度になります。
次いで、派遣社員の雇用主として負担する社会保険料(労災保険・厚生年金・健康保険等)です。
また、スタッフの皆様が有給休暇を取得する際に休暇期間については派遣先に
対する料金請求はできませんが、派遣会社としては、スタッフ皆様の雇用主
として賃金の支払いが生じるため、その引き当分としての費用が含まれています。
その他、会社の運営費として、営業担当者の人件費・募集広告費・オフィス賃料なのど諸経費が発生します。

平成 28 年 11 月 1 日

派遣社員 教育訓練実施計画

株式会社フレアー

名古屋営業所

１．キャリアアップ形成支援の目的

派遣社員一人ひとりの就業経験やキャリアの志向に応じたキャリア・コンサルティングに基づく段階的かつ体系的な教育訓練を実施することで、派遣就業を継続しながら『専門性の向上』や『職務の幅の拡大』などのキャリア形成を支援するとともに、『正社員化』や『直接雇用化』を図ること等により処遇の向上にもつなげていく。

２．対象者

原則として雇用する全ての派遣社員を対象とする。 尚、以下の派遣社員については、教育訓練の対象を希望者のみとする。

・十分な能力を有する者

・その契約の当初から 1 年以上の雇用見込が無い者

３．実施内容について

入社後１～２年間程度は基礎的・共通的な教育訓練を中心に行い、業種・職種等に応じた教育訓練も必要に応じて実施する。さらに勤続年数や職歴、本人のキャリア志向を踏まえて、キャリアアップに資するスキル・知識の習得、資格の取得に向けた教育訓練の受講も支援する。

４．教育訓練の実施時期・頻度・時間

・実施時期及び頻度

入職時の訓練も含め、毎年 1 回以上の教育訓練の機会を提供し、その後、キャリアの節目等の一定期間ごとにキャリアパスに応じた研修等を実施する。

・実施時間

派遣社員一人当たり概ね年 8 時間程度の教育訓練を実施する。

※勤務日数及び勤務時間がフルタイム労働者と比較し短い派遣社員については、フルタイム派遣社員の勤務時間に比例した教育機会と時間数を提供する。

５．教育訓練の実施方法

教育訓練はｅラーニング受講を基本とし、以下の方法等で実施する。

・ｅ ラーニング

・派遣元社内での講座等の開催

・派遣先における 0JT（派遣先の協力が得られた場合に限る）

また、教育訓練実施後、営業所長へ研修報告書を提出することとする

６．教育訓練時の勤務上の取扱い

当社が指定した段階的かつ体系的な教育訓練については有給かつ無償で行う。

７．キャリアアップを支援していくために、志向や能力の把握について

・派遣登録時

面接を通じて職歴の確認及び希望条件とその優先順位、キャリアについての志向の把握を行う

また、登録面接票を使用し各種スキルを自己申告により把握する

・派遣開始後

派遣社員が就労を開始した時には、初日、１週間後など短いスパンでフォローする機会を設ける。

その後は基本的に月に１度派遣先に訪問し、本人の意向や職場での状況を把握していく

・契約の更新時

派遣社員の状況や継続希望の有無などヒヤリングを実施

派遣労働者に対する派遣先からの評価についても確認する

■キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先

相談窓口　株式会社フレアー名古屋営業所　墨　直人

連 絡 先　052-569-1516

以 上

株式会社フレアー　神戸営業所

一般労働者派遣事業
派 22-300011

弊社の労働者派遣事業におけるマージン率を開示致します。

派遣労働者の数	87 名
派遣先の数	69 件
マージン率	30.2%
教育訓練に関する事項	安全衛生教育・接遇マナー教育
派遣料金の 1 人あたりの平均額	15,416 円
派遣社員の賃金平均額	10,764 円

派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別
□労使協定を締結していない
■労使協定を締結している　　（　協定書の有効期間終期　令和 9 年 3 月 31 日　）
・協定労働者の範囲　（弁当惣菜類製造工　製品包装作業員　食肉加工品製造工　　等）

一番多くを占めるのがスタッフの皆様の給与で料金総額の 69.8%程度になります。
次いで、派遣社員の雇用主として負担する社会保険料(労災保険・厚生年金・健康保険等)です。
また、スタッフの皆様が有給休暇を取得する際に休暇期間については派遣先に対する料金請求はできませんが、派遣会社としては、スタッフ皆様の雇用主として賃金の支払いが生じるため、その引き当分としての費用が含まれています。
その他、会社の運営費として、営業担当者の人件費・募集広告費・オフィス賃料などの諸経費が発生します。

平成 28 年 11 月 1 日

派遣社員 教育訓練実施計画

株式会社フレアー

神戸営業所

１．キャリアアップ形成支援の目的

派遣社員一人ひとりの就業経験やキャリアの志向に応じたキャリア・コンサルティングに基づく段階的かつ体系的な教育訓練を実施することで、派遣就業を継続しながら『専門性の向上』や『職務の幅の拡大』などのキャリア形成を支援するとともに、『正社員化』や『直接雇用化』を図ること等により処遇の向上にもつなげていく。

２．対象者

原則として雇用する全ての派遣社員を対象とする。 尚、以下の派遣社員については、教育訓練の対象を希望者のみとする。

・十分な能力を有する者

・その契約の当初から 1 年以上の雇用見込が無い者

３．実施内容について

入社後１～２年間程度は基礎的・共通的な教育訓練を中心に行い、業種・職種等に応じた教育訓練も必要に応じて実施する。さらに勤続年数や職歴、本人のキャリア志向を踏まえて、キャリアアップに資するスキル・知識の習得、資格の取得に向けた教育訓練の受講も支援する。

４．教育訓練の実施時期・頻度・時間

・実施時期及び頻度

入職時の訓練も含め、毎年 1 回以上の教育訓練の機会を提供し、その後、キャリアの節目等の一定期間ごとにキャリアパスに応じた研修等を実施する。

・実施時間

派遣社員一人当たり概ね年 8 時間程度の教育訓練を実施する。

※勤務日数及び勤務時間がフルタイム労働者と比較し短い派遣社員については、フルタイム派遣社員の勤務時間に比例した教育機会と時間数を提供する。

５．教育訓練の実施方法

教育訓練はｅラーニング受講を基本とし、以下の方法等で実施する。

・ｅ ラーニング

・派遣元社内での講座等の開催

・派遣先における 0JT（派遣先の協力が得られた場合に限る）

また、教育訓練実施後、営業所長へ研修報告書を提出することとする

６．教育訓練時の勤務上の取扱い

当社が指定した段階的かつ体系的な教育訓練については有給かつ無償で行う。

７．キャリアアップを支援していくために、志向や能力の把握について

・派遣登録時

面接を通じて職歴の確認及び希望条件とその優先順位、キャリアについての志向の把握を行う

また、登録面接票を使用し各種スキルを自己申告により把握する

・派遣開始後

派遣社員が就労を開始した時には、初日、１週間後など短いスパンでフォローする機会を設ける。

その後は基本的に月に１度派遣先に訪問し、本人の意向や職場での状況を把握していく

・契約の更新時

派遣社員の状況や継続希望の有無などヒヤリングを実施

派遣労働者に対する派遣先からの評価についても確認する

■キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先

相談窓口　株式会社フレアー神戸営業所　中西　佑輔

連 絡 先　078-862-3739

以 上